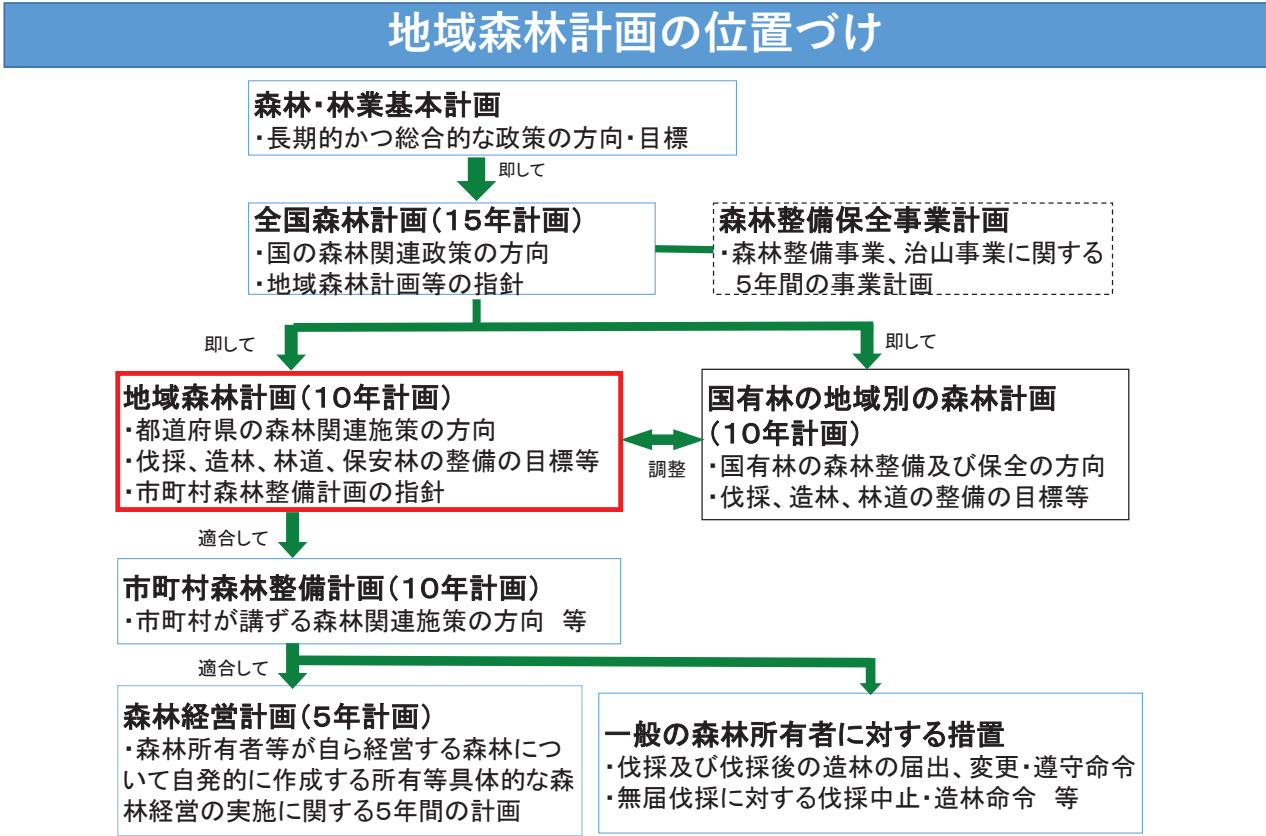


諮問事項

令和6年度神奈川地域森林計画の変更の詳細

1



地域森林計画とは

(1) 地域森林計画とは

都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に、民有林につき5年ごとに10年を1期としてたてる計画

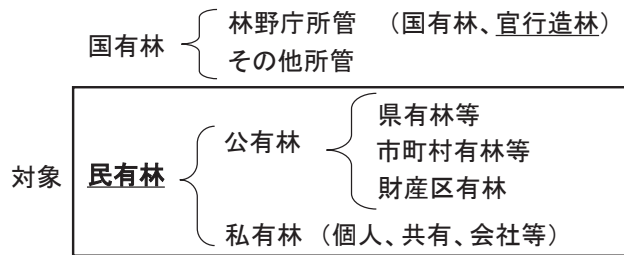
(2) 地域森林計画の中身

地域の森林資源の情報をもとに、伐採及び造林等の計画を定めている

(3) 地域森林計画の構成

- ・計画書
- ・森林計画図…地域森林計画の対象となる森林を規定
- (・森林簿…計画策定時に林況等を取りまとめた帳簿)

(4) 対象となる森林



(5) 地域森林計画の変更

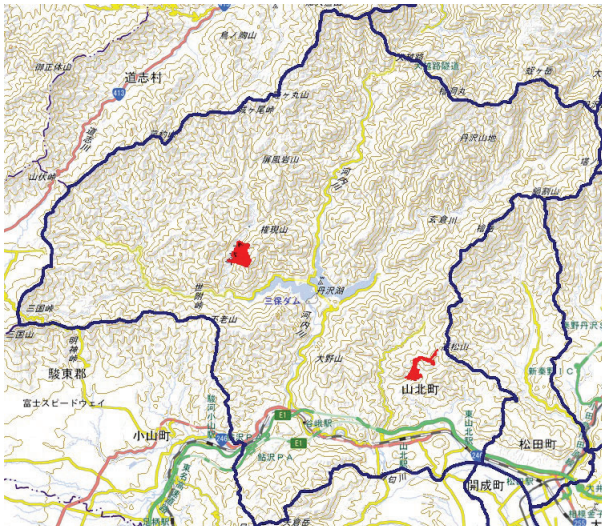
計画の内容に変更の必要が生じた場合に、必要な手続きを経て変更することができる

変更の内容（森林面積の変更）

山北町において、官行造林地※であった森林について、契約満了により土地所有者に返還されたことに伴い、計画対象森林に編入する。

※官行造林とは、土地所有者と国が分収造林契約を締結し、国が森林所有者となり造林等を行うもので、国が管理育成しているため、官行造林地は地域森林計画の対象森林とはならない。

(位置図 赤色2箇所)



(林況)

	面積(ha)	蓄積(m3)
スギ	18.88	8,174
ヒノキ	21.37	9,258
広葉樹	33.37	4,572
その他	0.87	-
合計	74.49	22,004

(人工林における林齢構成[面積(ha)])

	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
スギ	9.85	0.44	6.43	0.12	-	-	-	2.04	18.88
ヒノキ	1.85	-	14.08	4.51	0.54	0.39	-	-	21.37

※編入後は水源林事業で管理